

平成23年度第1回記者勉強会報告書

日 時：平成23年8月23日（火） 13:00～14:00

共 催：日本弁理士会広報センター・日本弁理士会関東支部広報委員会

場 所：弁理士会館3階 3-DE会議室

テーマ：「著作権侵害の判断手法と文書の著作権」

出席者：

日本弁理士会（4名）

副 会 長	井澤 幹
著作権委員会 委員	中川裕幸（スピーカー）
広報センター第2事業部長	茅野直勝
広報センター第2事業部 委員	廣瀬なつ子

日本弁理士会関東支部（3名）

関東支部副支部長	田中秀喆
関東支部広報委員会副委員長	横山照夫（議事録担当）
関東支部広報委員会 委員	平山 淳

議 事：

1. 開催の挨拶（平山 淳 広報委員会委員）

2. 講義内容（中川 裕幸 著作権委員会委員）

今回の講義の内容は、主に、1) 著作権侵害の判断手法、2) どのような文書が著作物として保護されるか、3) どういう場合著作物を許可無く使えるか、の3点について。

1) 著作権侵害の判断手法

①権利侵害とは、

- ・自分に権利があること、・相手が侵害状態であること、が要件
- 著作権の場合、
- ・自分に権利があること。：著作物性
 - ・相手が侵害状態であること。：類似性、依拠性
 - ・権利の及ばない範囲：正当権限主張

②著作権における侵害論議プロセス

- ・共通部分抽出。（類似性）
- ・その共通部分について著作物性、依拠性を判断。

具体例：法律解説書事件 知財高裁H18.3.15 H17(ネ)10095

2) 著作権性（どのような文書が著作物として保護されるか）

①著作物の定義：思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲にあるもの（第2条）

- ・思想又は感情に関するものであること。 → 単なる情報・データは除かれる。
- ・創作したものであること。 → 創作の程度の低いものは除かれる。
- ・表現したものであること。 → 具体的な表現物でないものは除かれる。

- ・文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであること。
→ 工業製品等は除かれる。
- ②著作物の例示：小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物（第10条1項1号）
事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、著作物に該当しない。
通常の記事で、新聞記者の特性がにじみでているようなものは著作物足りえる。
（「著作権法逐条講義」 p.126）
- ③法令、通達、判決及びこれらの国等の翻訳物には著作権が発生しない（第13条）
- ④裁判例
 - ・古文語呂合わせ事件 東京地裁 H11. 1. 29 H10(ワ)21662
古文の語呂合わせにも著作物と認められたものと認められなかったものがある。
 - ・ラストメッセージ in 最終号事件 東京地裁 H7. 12. 18 H6(ワ)9532
雑誌等の最終号のラストメッセージにも著作物と認められたものと認められなかったものがある。
 - ・YOL 事件 知財高裁 H17. 10. 6 H17(ネ)10049
ニュースの見出しは著作物と認められない場合が多い。



3) 自由利用できる文章（どういう場合著作物を許可無く使えるか）

①引用（第32条1項）

ガイドライン パロディ写真事件 最判 S55. 3. 28 S51(オ)923

- ・すでに「公表されている著作物」であること。
- ・「公正な慣行」に合致すること。
- ・報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」にあること。
- ・引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること。
- ・カギ括弧などにより「引用部分が明確」であること。
- ・引用される先が著作物であること。

- ・ 出所表示を行うこと（第48条）。
- 全ての権利を利用することができる。
- ・ 翻訳転載可能（第43条）。
- ②公的資料の引用（第32条2項）
- 刊行物に転載することができる。 → 公衆送信が予定されていない。
- ・ 出所表示を行うこと（第48条）。
- ・ 翻訳転載可能（第43条）。
- ③時事問題に関する論説の転載等（第39条）
- 政治上の演説等の利用（第40条）
- 時事の事件の報道のための利用（第41条）
- ・ 出所表示を行うこと（第48条）。
- ・ 翻訳転載可能（第43条）。



4. 質疑応答

- 1) 引用した場合、著作権者に報告義務はあるのか。
引用には報告義務はない。報酬も不要。
- 2) 引用は全体の何%まで可能か。
主従関係が明確であることが必要。必ずしも半分以上引用してはいけないとは限らない。

5. 日本弁理士会からのお願い（井澤 幹 副会長）

- 1) 著作権勉強会に関するアンケート、記者会見に関するアンケートをお願い致します。
- 2) 平成23年度特許法等改正についての記者会見を開催予定ですので是非お越しください。平成23年8月31日（水） 10:30～11:30
- 3) パテントコンテスト、デザインパテントコンテストが開催されます。

6. 関東支部広報委員会からのお知らせ（平山 淳 広報委員会委員）

- 1) よろず相談会が9月11日に開催されます。
- 2) 無料知的財産相談会（多摩地域）が9月20日に開催されます。

以上